

◆令和4年度 体育・学校施設利用にあたっての留意事項◆

1. 体育・学校施設利用許可申請書等の提出について

令和4年度体育・学校施設の利用計画（資料3、資料4）に基づき、**3月18日（金）までに**各施設利用許可申請書（減免対象団体については減免申請書）を提出ください。提出先は、「各施設の休業日・利用時間・申請書等の提出先について」（資料1）をご覧ください。

※申請書等の提出先は、使用する施設によって異なりますのでご注意ください。

※申請書類は、定期利用・大会等の個別利用のそれぞれについて提出してください。

※申請書等の提出・それに対する許可書等の交付がなければ、施設は利用できません。

2. 各施設の利用について

- ①利用開始時刻は、許可を受けた利用開始時間です。また、終了は、終了時刻の15分前から後始末・**施設の清掃**をし、利用終了時刻には完全退出するよう、徹底願います。
- ②施設は、整理整頓、飲食禁止、禁煙、施設を傷つける恐れのある道具類の利用禁止等、マナーを守って利用してください。
- ③駐車場も互いに譲り合い、ルールを守って利用してください（路上駐車は交通ルール違反です！）。
- ④都合により、施設の利用が中止となった場合には、速やかに施設の管理者に連絡をお願いします。

3. 体育・学校施設の利用計画の変更又は利用中止について

各施設の利用について許可を受けた後でも、市事業や工事が決定した場合は、施設利用計画を変更していただく場合があります。この場合、利用計画について変更された団体は、速やかに定期利用・各種大会に係る計画を変更してください。

4. スポーツ少年団の利用について

「かほく市スポーツ少年団」の方針として、スポーツ少年団の活動は21時までとされております。21時を越える時間帯の利用申請があった場合、21時より後の時間帯には子供の活動は行わないことを条件に許可いたします。その後の時間帯は、後片付け・指導者の練習やミーティングなど、大人が利用するものとしての許可となります。

5. 施設（学校含む）の物品借用及び器物破損の場合について

- ①各種大会等で施設の物品を借用する場合は、各種大会日時が確定し次第、指定管理者等に対して「物品借用書」を提出してください。（使用目的、期間、返却日を記載いただきます。）
※学校施設利用の場合は、「申請書」の備考欄にその内容を記載してください。
- ②施設（学校含む）の器物等を破損した場合は、速やかに施設管理者又は管理人に破損状況、場所、過失者名について届け出てくださるようお願いいたします。利用団体として所属員に周知願います。なお、器物等を破損した場合は、利用者の責任で復旧していただきます。
※管理人が不在の場合には、施設の利用申請先（資料1参照）まで必ず連絡してください。
- ③施設（学校含む）の利用にあたっては、使用後の戸締り、火の後始末等に充分気をつけてください。

6. 学校施設利用時の注意事項（学校施設利用団体は必ずご確認ください）

①学校施設利用の皆様へのお願い

かほく市立学校施設利用に関しては、学校の事業等に支障のない範囲内で利用ができますが、次の事項に注意の上、施設を利用してくださるようお願いいたします。

- ア) 原則として申請のあった利用開始時刻の15分前に施設を開錠します。開錠前に来られても施設に入れませんのでご注意ください。
- イ) 利用時間は準備・後片付けを含みます。利用終了時刻には退出できるようご協力をお願いします。
- ウ) 利用終了時に、管理人が原状復旧の確認を行い、必要に応じて原状復旧の指示をします。その指示に従った上で責任者の確認の署名を所定の用紙をお願いします。
- エ) 利用中に出了たゴミは必ず持ち帰ってください。学校のゴミ箱にゴミを捨てていかないようお願いします。
- オ) 利用時間が変更（短縮又は中止）となる場合には、速やかに（遅くとも利用日前日の17時まで）それぞれの申請窓口にご連絡願います。なお、利用時間の延長をする場合は、利用日の一週間前までに所定の利用申請を申請窓口へ提出して下さるようお願いいたします。
- カ) 止むを得ない理由により、利用日当日17時以降に利用時間の短縮又は中止が発生した場合は、責任者又は代理者が申請上の利用開始時刻に現地に出向いて、管理人にその旨を申し出てください。
- キ) 学校施設は敷地内も含めて禁煙となっています。
- ク) 硬いボール（軟球等）は絶対に使用しないでください。
- ケ) 学校施設の備品（ボール等）を利用する場合は申請書備考欄にもれなく記載してください。また、利用は指導者（大人）がいる場合に限りです。子どもたちだけの利用は絶対にしないでください。
- コ) 上記事項を含め、利用に際してルールを守れない場合、利用を禁止する場合がありますので、ご注意ください。

②学校施設利用場所の振替について

屋外運動場を利用している団体が雨天等により屋内運動場に振り替えて利用したいときは、次の事項を全て満たした場合にのみ利用ができますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ア) 予め屋内運動場の予備的利用に関する申請書が提出されていること。
※学校施設利用許可申請書において、備考欄に雨天時振替利用希望として申請が必要です。
※また、雨天振替利用希望として申請していた場合であっても、後に他団体等の施設利用申請があった場合は、そちらを優先することになりますので、ご了解願います。
- イ) 当該屋内運動場がその時間帯に利用可能であること。
※その時間帯に振替希望施設において他の団体の利用が無いことが前提ですが、学校行事等で臨時的に使用している場合も利用できません。

- ウ) 同一施設（学校）内の振替であること。振替える場合は、管理人に申し出てください。
- ※一例として、高松小学校グラウンドを高松小学校体育館へ振替は可能ですが、高松小学校から大海小学校体育館への振替はできません。
- エ) 屋外運動場の利用予定時間と同一時間の利用であること。なお、終了時刻の繰り上げは、管理人の了承を得たうえで可とする。
- ※申請のあった開始時刻に管理人が現地に向かうため開始時刻の変更はできません。
- オ) 屋内運動場の利用規定を遵守すること。
- ※施設の破損又は事故のおそれがある利用は禁止します。硬いボール（軟球等）は絶対に利用しないでください。
- 屋内運動場から屋外運動場への振替についても、上記事項を準用します。

③学校施設の利用取り消しについて

次の場合、利用禁止といたします。

※個人の違反であっても団体責任とし、団体の利用を禁止します。

【利用許可内容に対して違反行為をしたとき】

- ア) 利用申請書に虚偽の内容を記載し、不当に利用許可を受けたことが発覚した場合。
- イ) 利用許可を受けていない施設への立ち入りや利用許可を受けた日時以外の無断利用（無断時間延長を含む）について、管理人等（教員や施設管理の委託を受けたシルバー人材センター員など）の注意を受けたにも関わらずその注意に従わない場合。

【飲酒行為をしたとき】

- ア) 学校施設で飲酒をした場合。
- イ) 学校施設と自宅の往復途中で施設利用者が飲酒運転または酒気帯び運転で検挙された場合。

【原状復旧をしなかったとき】

- ア) 学校施設の器物等を破損・紛失したことを管理人等に届け出なかった場合。
- イ) 学校施設の器物等の破損・紛失が故意や悪意でなされたことが判明した場合。

【喫煙行為をしたとき】

- ア) 学校敷地内での喫煙行為が発覚した場合。
- イ) 学校敷地内で喫煙行為がなかったとしても、タバコの吸殻を敷地内にポイ捨てるなど、管理人等が悪質な行為と判断した場合。